

地域医療再生計画策定の骨子について(案)

【考え方】

- 1) 現行の再生計画の対象分野(医師育成・派遣、救急医療、周産期医療)の中で十分ではない全県的な重要項目を充実させる
- 2) 上記分野に次ぐ全県的な医療課題、高度・専門医療の分野について対応を図る

【内容】

1) 現行再生計画の対象分野で充実すべきもの

	現行の再生計画の事業概要	十分ではない重要項目	今回の再生計画で想定される事業
周産期医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター整備/バースセンター整備 ・NICU整備(大学病院)、重心施設整備 ・小児科医養成のためのシミュレーションセンター整備 	NICU整備	<ul style="list-style-type: none"> ・NICU、GCU整備(地域ごとにNICUを整備) ・NICU後方支援病床整備
救急医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救命救急医療機関整備/連携支援病床整備 ・病院間連携医師派遣事業 ・休日急病診療所運営費助成 	対象地域以外への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救命救急医療機関整備 ・連携支援病床整備 ・休日急病診療所整備、運営助成
医療従事者確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知方式」による医師派遣体制の整備 ・圏域WG/有識者会議/大学間協議会 ・地域医療支援センター/寄附講座 	看護師確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師確保対策(離職防止・再就職支援) ・地域医療支援センター機能強化

2) 新たな対応分野

	対象とする理由	想定される事業
精神科医療対策(障害者医療含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患患者の増 ・病院勤務医不足による診療制限 ・発達障害全般に対応するための拠点施設の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師の養成 ・精神科救急において身体合併症に対応可能な医療機関整備 ・発達障害に係る総合的拠点機能を担う施設の整備 ・認知症疾患に係る医療提供体制の整備

各分野における医療の流れ(体系図)(想定)

